

医療費助成・予防接種・母子保健にかかる情報連携の実証事業  
公募要領

令和5年7月5日  
デジタル庁

## 第1 事業の趣旨

国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健にかかわる国民、医療機関、自治体等においては、次のような問題がある。

- ・ 医療費助成にかかわる課題

### <国民>

- ・ 支給を受けるための手続きが煩雑である  
健康保険証またはマイナンバーカードとは別に紙の受給者証等を提示することにより、医療費助成の資格を示す必要がある
- ・ 申請・更新の手続きが煩雑である  
手続きのたびに何度も情報を集める必要があり、さまざまな所に情報が分散していて、かつ、紙での情報収集が必要である

### <医療機関>

- ・ オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる
- ・ 制度の助成ルール把握のためのコストがかかる

### <自治体>

- ・ 申請・更新、転入・転出の事務にかかる業務、助成にかかる請求事務、申請忘れ・ミスなど、その他手続きの事務コストがかかる
- ・ 予防接種、母子保健にかかわる課題

### <国民>

- ・ 予診票や問診票を何度も手書きしなければならない
- ・ 接種記録の連携に時間がかかることで、接種間隔を踏まえた接種勧奨などのきめ細かいサービスが受けられない

### <医療機関>

- ・ システムによる入力チェックの恩恵が受けにくく、また、紙による費用請求という事務コストがかかる

### <自治体>

- ・ 予防接種台帳/健康管理システムへの転記の手間や、転記時のミスのリスク、費用支払いの事務コストがかかる

これらの問題を解決するために、国や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健に関する事業の手続の際に活用できる、マイナンバーカードを利用した情報連携を実現するためのシステム：Public Medical Hub（以下「PMH」という。）の開発を行い、希望

する自治体、医療機関においてPMHを用いて業務を円滑に実施できるようにするための実証事業（以下「実証事業」という。）を行う。

なお、採択団体は、デジタル庁が調達した医療費助成・予防接種・母子保健にかかる情報連携機能の調査研究を請け負う事業者（以下「検証受託事業者」という。）と緊密に連携しつつ、実証事業を行うこととする。

## 第2 事業の概要

### 1 公募する事業の概要

#### (1) 対象自治体

実証事業に協力を希望する自治体（都道府県を除く、市町村（特別区を含む。）。以下同じ。）

#### (2) 対象事務

応募時に自治体は、以下の対象事務の中から実証事業に参加を希望する対象事務を選択する。なお、対象事務の一部、医療費助成の一部のみでも応募可能とする。ただし、政令市が医療費助成を選択する場合、「公費（法律）」のうち1つ以上への参加を必須とする。

母子保健について、一部の健診のみでも参加可能、乳幼児健診を選択する場合は一部の対象月齢の健診のみでも参加可能とする。

- ・ 医療費助成
  - ・ 公費（法律）
    - 特定医療費（難病の患者に対する医療等に関する法律）
    - 小児慢性特定疾病医療費（児童福祉法）
    - 自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
  - ・ 公費（地方単独）
    - こども
    - 障がい
    - ひとり親
    - その他
- ・ 予防接種
  - ・ 定期接種（A類）
    - ※風しん（5期）は除く
- ・ 母子保健
  - ・ 乳幼児健診（集団）
    - 3,4か月健診

1歳6か月健診（法定）

3歳児健診（法定）

その他自治体を実施する健診

- ・ 妊婦健診
- ・ 乳幼児健診（個別）

3,4か月健診

1歳6か月健診（法定）

3歳児健診（法定）

その他自治体を実施する健診

### (3) 実証事業としての調査研究の内容

検証受託事業者と緊密に連携しつつ、自治体や医療機関等がPMHを用いて業務を円滑に実施できるようにするという観点から、以下の調査を行う。

< 共通 >

- ・ 自治体や医療機関における業務フロー

< 医療費助成 >

- ・ 受給者証など、交付書類の情報
- ・ 支給認定や更新に必要な情報
- ・ 制度の変化に対応するための方法

< 予防接種、母子保健 >

- ・ データスキーマの調査

## 2 要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 本事業の参加者は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）及び、医療DX推進本部において策定した「医療DXの推進に関する工程表」等の内容について十分理解した上で、本事業の実施に当たること。
- ・ デジタル庁、関係省庁、検証受託事業者と連携を密にし、検証に協力すること。
- ・ 本事業は、「第2-1(3) 実証事業としての調査研究の内容」の調査・検証を行うことを目的として実施するものであり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いにかかる関係法令、条例等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有することを了承すること。特に、本事業における情報連携にあたってはマイナンバーを利用するため、「公費（地方単独）」の採択団体では、本事業で参加を希望する対象事務を番号法第9条第2項に規定による個人番号利用事務と整備すること。
- ・ 採択団体は、システム改修に着手するまでに特定個人情報保護評価（PIA）の対応を行うこと。（記載例はデジタル庁から提供予定）

- ・ あらかじめ、連携するシステム運用事業者等と協議・調整の上、応募すること。応募に当たっては、本事業に参加する関係者（協力医療機関を含む）、連携するシステム運用事業者等（協力医療機関のシステム運用事業者を含む）が、本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを確認した上で行うこと。なお、採択後に、採択団体と本事業に参加する関係者、連携するシステム運用事業者等との間で、本事業を遂行するための役割等を定めるための協定書を締結すること。
- ・ 採択団体のシステム改修に当たっては、デジタル庁がシステム運用事業者と直接契約を締結する。採択団体は、デジタル庁がシステム運用事業者と直接契約を締結し、本事業で参加を希望する対象事務に関連するシステムを改修することについて合意すること。
- ・ 公費医療費助成に参加する場合、協力医療機関のシステム改修に当たっては、デジタル庁がシステム運用事業者と直接契約を締結する。採択団体は、デジタル庁がシステム運用事業者と直接契約を締結し、公費医療費助成に関連するシステムを改修することについて、医療機関から合意を得ること。また、採択後に、システム改修に関する合意書の締結を求めることについてもあわせて合意を得ること。
- ・ 予防接種、母子保健に参加する場合、本事業では、協力医療機関はデジタル庁が配布する、医療機関向けアプリがインストールされたタブレットを利用する。採択団体は、デジタル庁が配布する、医療機関向けアプリがインストールされたタブレットを利用することについて、医療機関から合意を得ること。
- ・ デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を受け入れること。
- ・ 採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、デジタル庁の求めに応じてデジタル庁へ報告すること。

### 3 採択団体数

採択団体数は、デジタル庁で確保している予算の範囲内で、応募状況と予算希望に鑑み決定することとする。（公募開始時点においては、1団体当たりの上限金額は1,000万円～5,000万円程度を想定している）

## 第3 応募手続

### 1 応募手続

#### (1) 応募者

自治体（医療機関との連携が必要な対象事務を選択する場合は、協力医療機関から本事業への参加の内諾を取得したうえで応募すること）

#### (2) 応募に必要な資料

以下の内容を記載した実施計画書を提出すること。また、デジタル庁の求めに応じ

て、実施計画書の他、デジタル庁が採択団体の決定において追加提出が必要と判断した資料を提出すること。

※追加提出を求める場合は、個別にデジタル庁と自治体間で調整する

- ・ 自治体名
- ・ 自治体代表者氏名
- ・ 自治体団体担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ・ 参加を希望する対象事務
- ・ 参加を希望する対象事務に関連する公募団体のシステムの現況  
※システム開発事業者名、システム導入事業者名、ソフトウェア名等
- ・ 協力医療機関名（第一次提出期限までに協力医療機関名を示すことができない場合は、第一次提出期限までに医療機関数の目途を提出し、第二次提出期限までに具体的な医療機関名を示すこと。）
- ・ （医療費助成に参加する場合のみ）協力医療機関のシステムの現況  
※システム開発事業者名、システム導入事業者名、ソフトウェア名等
- ・ 概算見積書（デジタル庁が指定する様式により提出すること。積算に時間を要する場合は、第一次提出期限までに大まかな予算規模を提出し、第二次提出期限までに内訳がわかる見積を提出すること。）  
※概算見積書の取得にあたっては、デジタル庁が提供する「別紙\_準備作業に係る整理」を用いてシステム運用事業者等と調整を行うこと

### (3) 提出期限

- ・ 第一次（実施計画書の提出〆切）：7月21日（金）23時59分（概算予算の詳細や医療機関名を除く）
- ・ 第二次（詳細資料の提出〆切）：7月31日（月）23時59分（概算予算の見積の内訳等、採択数の決定に必要なもの。）

### (4) 提出方法

- ・ 提出書類は、デジタル庁が指定する様式を利用し、日本語で作成したうえで第6に記載する連絡先に電子メールにより提出すること
- ・ 送信メール件名は「【〇〇県〇〇市】実施計画書（医療費助成・予防接種・母子保健にかかる情報連携の実証事業）」とすること
- ・ ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること

## 2 採択

### (1) 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。なお、(2)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや、内容の修正等を求める場合がある。

### (2) 実施計画書の内容の確認・修正

選定は提出された実施計画書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。また、必要に応じてデジタル庁と応募者との間で調整の上、実施計画書の内容について修正等を行うことがある。例えば、団体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の自治体とのバランスを考慮したり、複数の自治体間での効果検証等のために本事業の対象としては対象事務の一部のみを採択したりする場合がある。また、当該修正等の可否は、選定に当たっての評価に影響する場合がある。

### (3) 提案の採択

デジタル庁は、採択したときは、当該事業の応募者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。採択された事業については、契約時までには、必要に応じてデジタル庁と採択団体との間で調整の上、2(2)の例示と同様に修正等を行うことがある。

## 3 契約

### (1) 契約の締結

採択された事業を実施するため、デジタル庁と採択団体が連携するシステム運用事業者等（採択団体の運用するシステムの開発・改修等を担当する事業者、協力医療機関の運用するシステムの開発・改修等を担当する事業者等を想定している。）との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で、実証の実施にかかる業務契約を締結する。

### (2) 契約期間

契約期間は、契約締結日（令和5年8月～9月頃を想定）から令和6年3月31日までの日でデジタル庁が別に定める日までとする。

### (3) 契約の形態

デジタル庁と採択団体のシステム運用事業者等が締結する委託契約とする予定であるが、その詳細については確定後に採択団体に別途通知する。

## 4 委託費

### (1) 委託費の扱い

委託費は、デジタル庁と採択団体が連携するシステム運用事業者等との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

## (2) 委託費の内容

委託費は、実証事業の遂行に直接的に必要な経費とする。本事業の経費対象として想定する費用内訳の例は以下のとおり。なお、例にない経費でも認められる場合があるので、デジタル庁に相談すること。

- ・ 参加する対象事務に関連する自治体の業務システムとPMH間で、実証事業の遂行に必要なデータを連携するための自治体システムの改修にかかる費用  
※内容はデジタル庁が提供する「別紙\_準備作業に係る整理」を参照すること
- ・ (公費に参加する場合のみ) 協力医療機関のシステムとPMH間で、実証事業の遂行に必要なデータを連携するための協力医療機関システムの改修にかかる費用  
※内容はデジタル庁が提供する「別紙\_準備作業に係る整理」を参照すること
- ・ (母子保健、予防接種に参加する場合のみ) 医療機関向けアプリがインストールされたタブレットの導入にかかる費用

## (3) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・ 応募者、連携するシステム運用事業者等の通常の運営経費
- ・ 実証事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・ 契約期間の間に実施されない取組にかかる経費
- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

## 第4 報告及び評価

### 1 成果報告書

採択団体は、本事業の終了後、検証受託事業者がデジタル庁に提出する成果報告書の作成に協力しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものを想定している。

- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国的に展開を行うために必要な事項

成果報告書を基に、デジタル庁において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、デジタル庁Web ページ等で公開する場合がある。成果報告書の提出期限は別途連絡する。

## 第5 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 令和5年7月 実証事業参加団体の公募
- ・ 令和5年8月 本事業参加団体の内定
- ・ 令和5年8月～9月 採択団体及び協力医療機関のシステム運用事業者等とデジタル

庁との契約締結

- ・令和5年9月 本事業開始
- ・令和6年3月 成果報告、事業終了

#### 第6 公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁

担当者 岡村、上村、桑澤

所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

メール [medical.2@digital.go.jp](mailto:medical.2@digital.go.jp)

電話 03-6844-3586、03-6845-4820、03-6771-8203